

報告第5号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月18日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和5年4月7日（金）の強風により北本市南部公民館の屋根材が破損し、風で飛ばされ、相手方車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額

228,206円

令和5年4月27日

北本市長 三 宮 幸 雄